

## 【入会資格審査内規】

- 第1条 入会資格審査は、入会資格審査委員会（以下委員会と略す）にて実施する。
- 第2条 委員会は本会に入会を希望する者と面接し、その結果を理事会に報告する。
- 第3条 入会の許否は理事会で決める。
- 第4条 組合馬主の入会資格審査の面接は、組合員全員を対象として実施する。
- 2 組合馬主登録者の代表者または組合員に変更あるときは、速やかに所定の様式により届け出なければならない。
  - 3 前項の変更あるときは、再度入会資格面接を実施する。  
但し、既に入会資格の面接を受けた場合は、これを省略することができる。
- 第5条 入会申込時点で他協会の役員を務める者は、原則として入会することが出来ないものとする。
- 2 入会后、他協会の役員に就任した者は、原則として会員資格を喪失するものとする。